



3. 分析結果および考察

Table2 及び Table3 より、建築する際の工事や改修工事といった、建築物に手を加える行為が騒音訴訟では問題視されていることがわかる。建築物に手を加える行為に関連するものは 51 件中 25 件である。約半数が建築が直接かかわる訴訟である（被告が施主を含む）。今後建築行為、特に新築に関しては騒音を抑える方法を更に開発していく必要、地域の条例にとらわれず、出来る限り騒音対策を行う必要がある。

Figure1 及び Figure2 に「近隣住民一施工会社」による不法行為の判例における、原告及び被告の主張の統計を示す。

Figure1 より、「近隣住民一施工会社」の関係において、原告は「生活に支障をきたした」「不眠」といったような比較的実害がわかりやすい主張をすることは少なく、「精神的被害」という、実害が個人の内面にしかあらず、証拠として裁判所に提出が難しいため立証しにくい主張である。対して Figure2 より被告である施工会社は、様々な手を尽くして未然に紛争を回避しようとしていることがわかる。

つづいて Table4 に「近隣住民一施工会社」の訴訟において、原告・被告の主張に対して裁判所がどういった部分に注目し判断を下したのかを示す。Table4 において、赤枠は否定的判断、緑色は肯定的判断である。また、訴訟の敗訴（棄却含む）となった側は青枠をとった。Table4 より、原告側の「精神的被害」を立証するために必要な要素は、「騒音の程度を示すこと」「騒音の恒常性を示すこと」である。特に「騒音の程度を示すこと」に関しては、数値として信憑性のある測定が絶対的に求められている。また、実害があったかどうかは重要ではなく、騒音に関する証拠が重要である。騒音に関する証拠から実害を推認する傾向がみられるため、騒音に関する証拠が有れば、それを根拠として実害を裁判所が事実認定をする傾向がある。同時に、これらが立証されると施工会社は、どれだけ最善を尽くしていようと敗訴になりえると言える。

4. まとめ

「近隣住民一施工会社」の関係における原告の「精神的被害」という心理的な主張に対して、裁判所が認める基準を示した (Figure 3)。同時に、今回の分析判例内では、裁判所が被告の正当性を認めることについて、原告の主張が認められなかった場合に限り認めていることを示した (Table4)。今回の結果より、原告か被告のどちらかに偏った判決となることは明らかである。今後被告 (施工会社) の騒音防止対応努力や、騒音の測定が通常困難であることから、裁判所が原告 (近隣住民) の騒音測定値以外の騒音の程度を事実認定する基準を検討していく必要がある (Figure3 赤枠部分の検討)。

5. 参考文献

1)日本法総合データベース LexisNexis@JP  
<http://www.lexis-asone.jp/home/Index.aspx>

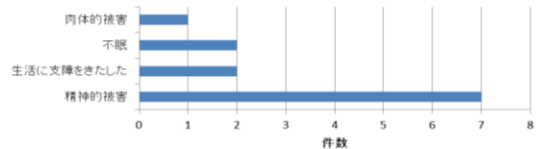


Figure 1. Plaintiff's claims.

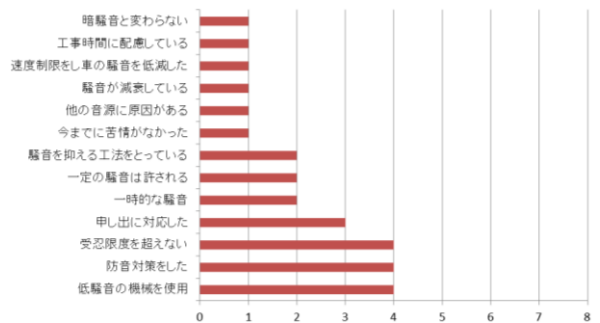


Figure 2. Defendant's claims.

Table 4. Details of the dispute between local residents and the construction company.

裁判所	原告	被告		
平成19年(ワ)第824号	生活に支障 精神的被害	低騒音の機械を使用 今までに苦情がなかった 防音対策をした 受忍限度を超えない		
裁判所判断基準	距離による判断 恒常的である 閑静な住宅街であった	1年間の工事であった 対策が十分であったといえない 原告らの主張より		
平成17年(ワ)第19086号	生活に支障をきたした	一定の騒音は許される 低騒音の機械を使用 受忍限度を超えない		
裁判所判断基準	どの程度生じていたかが不鮮明	低騒音の機械を使用していた 区役所の測定値が基準値を超えていない		
平成17年(ワ)第9336号	精神的被害	一時的な騒音である 騒音の継続性が認められなかった		
裁判所判断基準	測定値の正確性が認められなかった 生活面での被害は認められた 継続性が判断できない	騒音の継続性が認められなかった 他の同種の工事と比較しても大差がない		
平成16年(ワ)第1573号	精神的被害	一定の騒音は許される 他の音源の影響がある 申し出に対応した 受忍限度を超えない		
裁判所判断基準	被害は認めるが、使用料名目で支払われた金額には迷惑料も含まれると判断された	申し出に対して作業を中止するなどの対応をした 被害は認めるが、使用料名目で支払われた金額には迷惑料も含まれると判断された		
平成15年(ワ)第17264号	精神的被害	車の騒音を抑える速度制限をした 低騒音の機械を使用 申し出に対応 防音対策をした		
裁判所判断基準	騒音の大きさと継続時間が考慮され受忍限度を超えられたとされた	3か月半の恒常的な騒音は周辺の生活環境に対し深刻な影響を与える(施工会社の騒音記録より)		
平成15年(ワ)第16768号	精神的被害	騒音が減衰していた 申し出に対応した 低騒音の機械を使用していた 防音対策をした		
裁判所判断基準	騒音計の記録に信憑性がない 20メートル離れており、80dBの騒音が生じていたとは考えにくい	低騒音の機械を使用していた 防音シートを利用していた 申し出に対応し、騒音計を取り付けた。		
平成15年(ワ)第4518号 平成15年(ワ)第5491号 平成15年(ワ)第5501号	精神的被害	騒音を抑える工法をとっている 工事時間に配慮している		
裁判所判断基準	どの程度の騒音をどのような時間帯にどの程度継続させたかが不鮮明である	原告らの具体的主張がない		
平成7年(ワ)第25744号	肉体的被害 精神的被害	騒音を抑える工法をとっている 楽器音調と変化が小さい 防音対策		
裁判所判断基準	工事騒音により、不眠となり体調を崩すと言った肉体的被害、精神的被害が認められる。80dBほどの騒音は忍を閉めても10dBほどしか軽減されず、東京都の公害防止条例に違反する。	騒音被害を軽減する措置は行われていたが、適切な措置ではない。		
平成5年(ワ)第954号	精神的被害	—		
裁判所判断基準	騒音の程度が明確ではない	—		
精神的被害	認めるべきである 測定値が存在し、恒常性が示されており、数か月単位の継続性が存在する	認める方が良い 測定値が存在し、実害が認められる	認めない方が良い 実害が認められず、恒常性がない	認めないべきである 騒音が計測されていない

Figure 3. Criteria of the court in the mental damage